

児童手当の申請

三月三十一日まで

児童手当は、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成や、資質の向上を図る目的で支給されます。

昭和六十二年度に該当される方は、忘れずに申請してください。

●受給資格

昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。

または、昭和五十三年四月

二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を三人以上養育していること。

いづれも昭和六十二年四月一日現在です。なお、収入が一定の額以上の方は児童手当が受けられません。

●支給額

二人目の子供は月額二千五百円、三人目以降の子供は一人につき月額五千円。

●申請期限

昭和六十二年四月一日現在で新しく対象となる方は、三月三十一日までに、福祉事務所か支所・出張所で申請してください。

なお、収入が一定の額以上の方は、児童手当が受けられません。

詳しくは福祉事務所（五四一―一―一内線二三三）へお問い合わせください。



紙おむつが支給されます

申請は本庁・支所・出張所へ

市では、在宅福祉の一環として、ねたきり老人のための紙おむつ給付を行っています。

市内居住者で、おむつ六十五歳以上のねたきりの方が対象となります。（市県民税額が二十五万円以下に限り）

申請は、福祉事務所、支所

出張所で常時受け付けています。お気軽にご相談ください。詳しいことは福祉事務所（五四一―一―一内線二三三）へお問い合わせください。

人事

（ ）は前任者（敬称略）

●自治会長

▽本町第一 竹沢又一（船越達仁）

●選挙管理委員会

▽委員長 小久保充夫 ▽同代理 阿原正良（佐野敏男）

同和教育啓発

シリーズ ⑫

○解放令の問題点

しかしながら太政官布告は、形式的な解放令にすぎませんでした。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかったのです。

同和教育の問題のおこりと経過

つまり、当時の政府は、華族、士族という新しい支配的身分に対しては、現金や公債を与えて保護を加えたにもかかわらず、長い

うことで、税金は納めよ、兵役は務めよといった義務だけは負わされたのです。その結果、明治維新後も差

○壬申戸籍とは
近代国家としてスタートした日本は、国民の動態を把握する必要から、明治四年四月に戸籍法を公布

間差別と貧困で苦しんできた対象地域の人たちに対しては、一文の補助もなく、その差別と貧困から解放するための政策は何も行われなかったのです。

ただ、身分が平民同様とい

別の実態は解消されず、今日にいたるまで同和教育は、深刻な社会問題として厳存してきたものといわれています。

③明治五年式戸籍と問題点

はじめに全国的に戸籍づくりを実施しました。明治五年が十二支の壬（みづのえ）申（さる）の年にあたることからこの戸籍は壬申戸籍と呼ばれました。江戸時代

の戸籍は、宗門人別改帳（しゅうもんじんべつあらためちよう）が、士・農・工・商・賤民という身分別につくられていたのに対して、壬申戸籍はすべて住所ごとにまとめられており、華族・士族・平民等の族称、及び職業、宗教、前科などその記載内容は詳細をきわめたものでした。

「同和教育の解決のため」より